

高齢者・障がい者入所施設に係る感染症対策専門家派遣指導事業 指導結果

指導年月日	令和3年11月9日（火）		
高齢・障がい	障がい者施設		
施設種別	障害者支援施設		
対象施設名	飛翔の里第二生活の家		
運営法人名	社会福祉法人ひがし福祉会		
所在地	〒509-9131 岐阜県中津川市千旦林字源濟1632番地75		
定員	30人	職員数	60人
指導者	社会医療法人厚生会木沢記念病院 山田実貴人 医師 総合病院中津川市民病院 大山康世 看護師		

1 事前質問、会場質問への回答

問1 BCP（業務継続計画）作成について

新型コロナウイルス感染症対応のBCPの作成方法を教えてほしい。

【回答】

令和2年12月に厚生労働省社会・援護局障害健康福祉部から「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」が示されており、厚生労働省のホームページに掲載されていますので、参考に作成してください。

【厚生労働省ホームページアドレス】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

問2 入所者が感染した場合の入院について

入所者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、入院が可能か教えてください。

【回答】

感染者の入院については、保健所が采配することになりますが、原則として入院が可能と考えています。ただし、感染が地域に広がってしまった場合等においては、もしかすると施設での対応をお願いすることがあり得るかもしれませんが、施設では医療的な対応は困難であることから、できる限りおそらく入院ができると思います。

問3 職員の感染症予防に関する研修について

職員に対して感染症予防に関する研修を行う場合について、どのような研修内容が適当ですか。

【回答】

標準予防策（手洗い、PPE（個人用の防護具）の着用など）が感染症対策の基本となり

ますので、施設で必要とする標準予防策の項目の研修を行ってはいかがでしょうか。

何が必要なのか、何をすればよいのかを皆さんで考えて研修内容を決めて頂いてもよいと思います。

また、利用者や職員の方の健康管理も重要となりますので、そのような題材で研修会を行うことで職員の皆さんに休む場合の申し合わせや意識づけができるとうよいと思います。

流行期に合せノロウイルス等の等も、講義や伝達、実技やシミュレーションを行う事もよいと思います。

最終的にはその内容を感染症対策マニュアルに追加していくとうよいと思います。

なお、県では、令和3年9月10日（金）に「高齢者・障がい者施設の「第5波」感染防止緊急対策研修会」をオンラインで開催し、その動画を県ホームページに掲載しています。その他、日本環境感染学会の配信動画も施設内研修のツールとして、ぜひご活用ください。

○岐阜県「高齢者・障がい者施設の「第5波」感染防止緊急対策研修会」（約60分）

URL : <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/94176.html>

（研修資料、YouTube リンク先を掲載）

○日本環境感染学会講習会動画（約20分）

講師：（一社）ぎふ総合健診センター所長・岐阜大学名誉教授 村上啓雄氏

URL : https://www.youtube.com/watch?v=_7IKndd-cEM&list=PLU_dEM_9Nvr1UXcXtERsE2gJ5qEX50HZT&index=3

（研修資料は県高齢福祉課HPに掲載 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/94176.html> ）

問4 県の予防的PCR検査について

県の予防的PCR検査の追加実施予定はありますか。

【回答】

県では、福祉施設での感染を早期に探知し拡大を防ぐため、令和3年7月から11月までを事業期間として、無症状の従事者を対象とする予防検査事業（PCR検査）を行いました。が、11月末をもって終了いたしました。

今後の実施については、県内の感染状況等を踏まえて総合的に判断することとしています。

問5 冬場における換気について

冬場における施設の換気について、どのような点に気を付ければよいですか。

【回答】

換気扇は意外と汚れています。換気扇が汚れていると風量が低下するので、換気扇はいつ掃除したか、汚れていないかを確認してください、また、空気の流れを確認して、しっかりと換気されているかを確認してください。なお、冬場は寒いので、居室の換気は入所者がトイレや食事の時等に行うとうよいと思います。

問6 施設の感染症対策マニュアルについて

施設の新型コロナウイルス感染症の感染症対策マニュアルの内容について、何かアドバイスはありますか。

【回答】

アルコールの空中散布は推奨されていません。また、職員の出勤時の全身のアルコール消毒は必要ありません。入り口で手指消毒をして施設の中に入り、手洗いをしてから業務を開始すればよいです。

問7 アフターコロナにおける食堂の使用について

現在は、新型コロナウイルス感染症の感染防止から食堂は使用していないが、今後、感染状況が落ち着いたら、どのように対応したらよいですか。

【回答】

食堂については、ちゃんと食べられる人と食べられない人を分けて、まずは、ちゃんと食べられる人から距離を保って使用されたらどうでしょうか。その後は、段階的に感染状況等も考慮して、対象者を区別し、判断されたらどうでしょうか。

2 現場指導及び講評

- ・ 感染者又は感染疑いのある方が発生した際の対応として、①個室で対応、②ゾーニングの実施、③食器は可能な限りディスポーザブル（使い捨て）に変更などするとよい。
- ・ ウイルスを施設に持ち込まない対策として、①職員の健康管理（少しでも体調が悪ければ休む。休みやすい雰囲気大事。）、②職員の方は就業時間外の行動に注意、③通所利用者の健康観察（送迎車に乗る前の状況の観察、家族からの聞き取り）などが重要である。
- ・ 施設内で感染を拡げない対策として、①食事介助・入浴介助時におけるマスク、フェイスシールドの着用、②換気の重要性（換気扇が有効（24時間換気）、換気扇のこまめな掃除も大切（効率よく換気）、窓の全開よりも5cmで2方向の開放（風の流れ、方向の確認）、③日頃から整理整頓（整理整頓されていれば、消毒、掃除が容易）、④狭い空間（更衣室等）での感染も多いため、一度に更衣する人を限定するなどが重要である。
- ・ 施設での感染症対応として、入所者の使用するトイレを分けることができるのであれば、それも有効である。
- ・ 職員室の入り口に手指消毒（アルコール）があるとよい。
- ・ 手指消毒は1ケア1消毒を習慣化できるよう、病院の看護師のように1人に1つ消毒用アルコールを携帯するとよい。